**自治会の総会について**

集団感染を防止するため、各自治会の状況に応じた方法をご検討いただけるよう配付いたします。以下の方法がありますので、ご参考にしていただければと思います。

（１）開催を延期する

　　緊急事態宣言解除後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況をみて開催する。

（２）書面による会議を開催する（別紙　参考資料有り）

　　書面で会議を開催し、会員が議決権を行使する。

【書面による総会開催の方法】

（例）

　　①総会の開催案内、議案、書面表決書、委任状を自治会会員に配付する

　　②会員から「書面表決書」を提出してもらう

　　③書面表決書を集計する

　　④会員に総会の結果をお知らせする

※　作成した資料と集計結果、議事録を総会の記録として保管する

（３）委任状を活用し、役員等のみ少人数で開催する

　　自治会員から委任状の提出を受け、少人数で開催する方法です。この場合、常に換気を行う、近距離に座らない、消毒液の設置等をお願いいたします。

**認可地縁団体の総会について**

　　認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならないとされていますが（法第260条の13）、総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることが可能とされています（法第260条の18第２項）。上記の方法などをご検討いただき、会員の方の安全に配慮したうえでご判断をお願いいたします。